

利用料金表

ケアハウス みなみ苑

令和6年 8月 1日～

毎月の利用料（事務費、生活費）は前年中の収入により次の表から決定されます。
（毎年、愛知県の基準により見直しがされています。）

階層	対象収入による階層区分	月 額 納 付 額		
		事務費	生活費	合 計 ①
1	1,500,000円以下	10,000	46,320 11月～3月は 冬期加算が月々 1,960 円 加算されます。	56,320
2	1,500,001～ 1,600,000円	13,000		59,320
3	1,600,001～ 1,700,000	16,000		62,320
4	1,700,001～ 1,800,000	19,000		65,320
5	1,800,001～ 1,900,000	22,000		68,320
6	1,900,001～ 2,000,000	25,000		71,320
7	2,000,001～ 2,100,000	30,000		76,320
8	2,100,001～ 2,200,000	35,000		81,320
9	2,200,001～ 2,300,000	40,000		86,320
10	2,300,001～ 2,400,000	45,000		91,320
11	2,400,001～ 2,500,000	50,000		96,320
12	2,500,001～ 2,600,000	57,000		103,320
13	2,600,001～ 2,700,000	64,000		110,320
14	2,700,001～ 2,800,000	71,000		117,320
15	2,800,001～ 2,900,000	78,000		124,320
16	2,900,001～ 3,000,000	85,000		131,320
17	3,000,001～ 3,100,000	92,000		138,320
18	3,100,001～	全額		140,810

注1）この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいいます。

注2）夫婦で入居する場合については、夫婦の対象収入を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、その額が150万円以下に該当する場合のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は、切捨てとします。

※例	・ 事務費徴収額	10,000円×0.7 ×2 人＝14,000円
	・ 生活費	46,320円× 2 人＝92,640円
	・ 合 計	2 人 106,640 円

注3）毎月の利用料（事務費、生活費）の他に光熱水費を翌月請求いたします。
・ 電気料金は、使用量（メーター指数）により算定します。
基本料金780円 従量料金1 Kwにつき16.08円
・ 水道料金は、基本料金(1,362円)を請求させていただきます。

注4）利用料の納付
利用料は毎月10日に請求します。（納付期限は毎月26日）